



第1回 学校運営協議会

日時：令和8年4月28日（火）

13:30～15:30

場所：麓玉小学校 会議室

学校教育目標「自ら考え みがき合う子」

学校経営目標「なりたい自分・よりよい学校地域を思い描き、
主体的に考える力を育てる学びの深化」

司会：教頭

- 1 始めの言葉・日程説明【教頭】
- 2 授業参観 13:35～14:00【先導：校長】
- 3 会長挨拶 14:10～ 【会長】
- 4 校長挨拶 【校長】
- 5 協議会 14:15～
 - (1) 新学校運営協議会委員の任命 【校長】
(学校運営協議会規則の確認) 【教頭】
 - (2) 自己紹介と授業参観の感想 【委員】
 - (3) 副会長選出 【会長】
 - (4) 議長選出 【会長】
 - (5) 前回会議録、令和7年度協議会自己評価の確認 【会長】
- 6 熟議 14:35～
 - (1) 学校運営構想について
 - ①学校運営構想の説明 【校長】
 - 学校の現状
 - 令和8年度学校運営構想
 - ②改善案の検討

(2) 学校いじめ防止基本方針について 14:55～

①学校いじめ防止基本方針の説明

【生徒指導】

②改善案の検討

(3) 学校運営協議会の方針について 15:05～

①学校運営協議会の方針の説明

【会長】

②改善案の検討

(4) 学習ボランティアについて 15:15～ 【学校支援コーディネーター】

(5) 夢育やらまいか事業について 15:18～

【教頭】

4 連絡事項 15:20～

(1) 学校運営協議会の計画

第2回 6月9日(火) 13:30～15:30

第3回 10月17日(土) 13:30～15:30 (学校公開日)

第4回 2月16日(火) 13:30～15:30

(2) 学校行事の予定

(3) 連絡方法について

令和8年度 麩玉小学校 学校運営協議会委員

1 委員等

No.	氏名	役職	所属	任期
1	太田富次郎	委員	宮口まちおこしの会会長	R8. 4. 1～R11. 3. 31
2	鈴木 一誠	委員	元自治会連合会会長	R8. 4. 1～R11. 3. 31
3	伊藤 誠一	委員	元学校評議員	R8. 4. 1～R11. 3. 31
4	山関ひで子	委員	元大学教員	R8. 4. 1～R11. 3. 31
5	鈴木 隆広	委員	P T A会長	R8. 4. 1～R11. 3. 31
6	吉田さやか	委員	P T A副会長	R8. 4. 1～R11. 3. 31
7	郁山明日香	委員	学校支援コーディネーター	R8. 4. 1～R11. 3. 31

2 学校支援コーディネーター

No.	氏名
1	町田 和代

3 オブザーバー

No.	氏名	所属
1	椛 通安	麩玉協働センター職員
2	北野谷富子	R7 P T A会長
3	森田 智佳	主任児童委員

4 事務局

No.	氏名	役職	連絡先
1	竹田 良子	校長	電話：589-8313 FAX：589-8314
2	吉川 利行	教頭	
3	高林 圭吾	教務 C S担当	
4	村瀬美恵子	CSディレクター	

令和7年度 第4回 亀玉小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月17日（火） 13時30分から15時30分まで
- 2 開催場所 亀玉小学校 会議室
- 3 出席委員 太田富次郎、渡邊剛一、伊藤順子、森田智佳、北野谷富子
- 4 欠席委員 平野和江、中根万理
- 5 オブザーバー 椛 通安（亀玉協働センター職員）、鈴木一誠（自治会連合会会長）
伊藤誠一（元学校評議員）、山関ひで子（元大学教授）出席
郁山明日香（PTA 会計）欠席
- 6 学校支援コーディネーター 町田和代
- 7 学 校 河内浩（校長）、吉川利行（教頭）、阿部泰幸（教務・CS担当）、
今井忍（いじめ対策コーディネーター）村瀬美恵子（CSディレクター）
- 8 傍聴者 なし
- 9 会議録作成者 村瀬美恵子（CSディレクター）
- 10 日程説明、授業参観
- 11 議長選出
- 12 協議事項 削除
 - （1）自己評価の分析の報告
 - （2）令和8年度グランドデザイン・教育課程の説明と改善案の検討
 - （3）令和8年度「亀玉小学校いじめ防止基本方針」の説明と改善案の検討
 - （4）令和7年度学校運営協議会の自己評価と令和8年度の方向性の検討
- 13 会議記録

司会から委員総数7人のうち5人の出席があり、会議が成立している旨の報告があった。

◎挨拶

- 太田会長：授業参観時の各学年の子供たちの成長ぶりを嬉しく思い、先生方に感謝する。今後の、子供たちの健やかな生活について充実した意見交換をしていきたい。
- 河内校長：大きな事故もなく本年度が終わろうとしている。インフルエンザB型は確認対策に努め大きな広がり無く生活できた。今回の協議会では、来年度の教育課程についてたくさんのご意見をいただきたい。

◎第3回会議録の確認

太田会長が前回議事録を読み上げ、委員全員で確認した。

◎熟議

（1）自己評価の分析の報告

教務主任が「児童自己評価 前期・後期比較」「後期生活ふり返りアンケート保護者（保護者が重要と考える項目）」「後期7項目3者の実現度比較」に基づいた自己評価の分析について説明した。

・児童は「学校でのボランティアの人達との勉強と宮口の学び」についての評価が高く、本年度の地域学習の充実が伺われた。しかし「体の健康や安全な生活について考えて生活する」「自分のよいところを進んで見付けている」は低く、今後の改善項目である。

・保護者は「優しく人、物にかかわれる」「基本的な学習のルールの定着」「学習が生活

に役立つ」「できるようになりたいことに向かって最後まで取り組む」の項目に肯定回答が高い。

- ・7項目3者の実現度比較から、自己評価の傾向は児童は高く、保護者・教職員は低い結果が見える。

委員から次の意見をいただいた。

- ・児童自己評価グラフの低い項目があるが子供は育っているように思う。(北野谷委員)
- ・ボランティアや地域の人を素直に受け入れていた子供の姿に嬉しく思う。(森田委員)

(2) 令和8年度グランドデザイン・教育課程の説明と改善案の検討

校長から、別紙資料に基づき令和8年度のグランドデザインと教育課程の概要の説明と、浜松市から出された「業務量管理・健康確保措置」を参照した、教育DX・働き方、働きがい改革の推進に努める「籠玉小業務改善プラン01」が紹介された。

委員から次の意見をいただいた。

- ・学校では弁護士との関わりをどう考えるか。(山岡オブザーバー)

校長：一緒に考え、適切なアドバイスをいただくという立場で関わってもらっていく想定である。

- ・参観して「宮口のよい所を見つける」内容はいいが発表の声が小さい。自分で調べた内容を、理解してほしくて、大きな声で発表する学習を願う。(渡邊委員)

- ・元気のよい子供が多い。地域の方が、普段も学校に来てもらえる機会の増加を願う。(太田委員)

- ・カスタマーハラスメントの掲示で学校側の思いが伝わってほしい。子供の鞆はタブレットと教科書は重いので、どちらか片方にしてもらいたい。(北野谷委員)

- ・発表は大きな声で伝えられるように願う。デジタルアラートの活用を期待する。「たくましい子」で説明のあった生活習慣については、家庭で約束させて守るようにさせたい(森田委員)

- ・タブレットの健康面(視力・姿勢)心配。情報の取り方として紙も残してほしい。(渡邊委員)

校長：学びに合わせた、子供の脳によいもの(読書、教科書、紙に書くよさ)もきちんと残し、アナログとデジタルのバランスを考えながら、今後の教育活動を検討していきたい。

これらの意見が出されたのち、委員全員に異議なく承認された。

(3) 令和8年度「籠玉小学校いじめ防止基本方針」の説明と改善案の検討

いじめ対策コーディネーターから、別紙資料に基づき説明があった。

<生徒指導について(いじめ・問題行動・不登校)>

- ・いじめは未然防止・早期発見・対処・地域と家庭との連携・関係機関との連携が重要。

- ・問題行動については、以前より落ち着いてきている様子が見られる。

- ・不登校は昨年より増加傾向が見られる。家庭との連携を密にして、本人の心理的ケアに組織的専門機関と協力しながら対応を進めている。

<いじめ防止基本方針について>

- ・はあとチェック(定期アンケート調査・月1回の実施)

- ・校内いじめ対策委員会(月1回の実施・5年間保存)

- ・授業のルール徹底・「よいこと見つけ」の取り組み・異学年交流・授業研究の取り組み・はままつマナーの活用

上記の取り組みを中心に今後もいじめの根絶に努めていく。
来年度もこの基本方針で進めていく。

14 学校運営協議会自己評価表について

各委員から

- ・学校のわかりやすい資料と説明は、理解できて熟議につながった。
- ・子供たちを地域で支え育てるために必要なものは何かを掘り下げていく。
- ・学校・家庭・地域のつながりを、更に深めていく。
- ・この会を子供たちに知ってもらうことが、保護者への理解につながるのではないか。
- ・この会が6年経過、先生の業務負担を心配する。お役に立っていますか。
等の振り返りが出された。

15 その他

(1) 夢育やらまいか事業について

(2) 今年度で退任される委員について

渡邊委員、伊藤委員、平野委員、森田委員、北野谷委員、中根委員からご挨拶をいただいた。

16 連絡事項

- ・教頭から、令和8年度学校運営協議会の予定について説明があった。
- ・あらっこ応援隊（亀玉小学校支援ボランティア）の活動について、町田学校支援コーディネーターから、授業の補助・校外学習の付き添い・読み聞かせ、特に、本年度始めた「1年生手伝いボランティア」（給食委員・下校時に見守り・プール見守り）等、様々な取り組みに高い評価をいただいたとの報告があった。

また、森田委員・伊藤委員から、下校時の見守りの反省として、自宅が分からない1年生がいて対応に苦慮したので、入学前の登下校体験が1年生の不安を無くせるのではないかと提案があり、あらっこ応援隊として今後対応を検討していくとの回答があった。

(様式1)

学校番号 (小)・中 74)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立 (鹿玉小) 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・今年度の活動を更に充実、発展させる。もっとたくさんの保護者や地域に浸透させるため、どこに向けて発信するのかを明確にし、学校教育について熟議していることをより多くの方に知ってもらおう。
- ・学校とコーディネーターと各委員との連携を更に深めていく必要もある。
- ・地域の人々の輪を広げていきたい。ボランティアに参加する事によって学校への理解が深まり、親同士や世代をこえた交流も増え、学校、家庭、地域のつながりが深くなるため、ボランティアへの参加を呼び掛けていきたい。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ・目指す子供像や重点目標がわかりやすい資料と校長の説明からよく理解でき、更にグループ討議では、委員、教職員、オブザーバーの間で率直な意見交換ができて良かった。
- ・学校における子供たちの成長を考え、意見交換が交わされたと思う。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ・教育活動への進捗状況報告や教職員も含めたワークショップによる意見交換など充実した活動が行われた。また、地域の方々が学校内外で見守っていただいている様子が伺われて良かった。
- ・ボランティア活動の充実を図ることを確認し、地域の大人が積極的に子供に関わっていく共通認識をもてた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ・学校のHPや学校だより他、丁寧な情報発信ができた。引き続き多くの情報発信ができるように努めていきたい。
- ・保護者に対する発信はなされていると思うが、地域内住民に対しては、さらに工夫が必要だと感じている。

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ・地域にある様々な施設と連携しながら、保護者や地域の方にボランティアへの参加を呼び掛け、地域と協働しながら学校を支えていく体制を整えていく。
- ・学校運営協議会を保護者に理解してもらうために、まず子供たちに知ってもらうことが大切だと考える。地域の中でも委員が積極的に子供に関わり、「学校運営協議会の人」を身近に感じてもらえるよう努力していきたい。

浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針

浜松市立麓玉小学校
(R7. 2. 26 改訂版)

浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	7
	(1)麓玉小年間指導計画	7
	(2)いじめの未然防止	8
	(3)いじめの早期発見	9
	(4)いじめに対する措置	10
	(5)関係機関との連携	11
	(6)学校における教育相談体制の整備	11
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	11
	(8)いじめが「解消している」状態	12
	(9)「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	12
3	地域や家庭の役割	12
	(1)地域の役割	12
	(2)家庭の役割	12

第3 重大事態への対処.....	13
1 重大事態の意味	13
(1)生命心身財産重大事態	13
(2)不登校重大事態.....	13
(3)子供や保護者からの申立て	13
2 重大事態の調査組織.....	13
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	14
4 調査結果の提供及び報告	14
5 その他の留意事項.....	14

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立亀玉小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立亀玉小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任
 - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立鹿玉小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導主任 : いじめ対策コーディネーター(兼任の場合もある)と連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 子供の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任 : 子供の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、子供の気になる表れを報告したり、他の教職員

の相談に乗ったりする。

ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。

コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 鹿玉小年間指導計画

◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期			
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容		
4	◆いじめ対策委員会① ・基本方針・組織の確認 ・子供理解 <input type="checkbox"/> 始業式・入学式 <input type="checkbox"/> 学級開き ・人間関係作り (GE) ・1 年間のめあて (CP) ・いじめの定義、絶対に許されないこと ◆○学校運営協議会 ○家庭確認、参観会 <input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 道徳 (友情・信頼) <input type="checkbox"/> 学活 (学級目標の設定) ◆いじめ対策委員会② ◆提案授業、授業改善と いじめの未然防止	夏季 休業	◆校内研修 ・1, 2 学期の取組について ・子供の特性の理解と適切な支援 (発達・外国人等) ・事例検討 <input type="checkbox"/> さくら連絡網を使った子供の様子の確認 <input type="checkbox"/> 2 学期授業開き ・人間関係作り (GE) ・はままつマナー <input type="checkbox"/> 学活 前期の振り返り (CP) ◆いじめ対策委員会⑤ ◆授業研究、個別最適な学び	1 <input type="checkbox"/> 3 学期授業開き ・人間関係作り (GE) ・はままつマナー <input type="checkbox"/> 道徳 (公正・公平) ◆いじめ対策委員会⑨ ・基本方針の改定 <input type="checkbox"/> はあとチェック			
5	<input type="checkbox"/> ○スポーツフェスティバル <input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 児童会活動	9	<input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 特技発表会 <input type="checkbox"/> 参観会 <input type="checkbox"/> はあとチェック	2	◆いじめ対策委員会⑩ ◆次年度年間指導計画の作成 <input type="checkbox"/> あらっこ参観会 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 道徳 (感謝) <input type="checkbox"/> 6 年生を送る会 ◆いじめ対策委員会⑪ ・次年度への申し送り事項の確認 <input type="checkbox"/> こ保幼小連絡協議会 <input type="checkbox"/> 小中連絡協議会 <input type="checkbox"/> 学活 ・年間の振り返り (CP)		
6	<u>いじめについて考える</u> <u>月間</u> <input type="checkbox"/> はままつマナー ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 <input type="checkbox"/> 道徳 (相互理解、寛容 生命尊重、【いじめ】) ◆いじめ対策委員会③ <input type="checkbox"/> 参観会・懇談会 ・いじめ未然防止、早期解決のための家庭の役割 <input type="checkbox"/> はままついじめアンケート <input type="checkbox"/> 林間学校	10	<input type="checkbox"/> 温かい言葉掛け (えんタイム) <input type="checkbox"/> はままついじめアンケート ◆いじめ対策委員会⑦ ◆教育相談、カウンセリングマインド <input type="checkbox"/> 学活 ・2 学期の振り返り	3	<input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> ○持久走記録会 <input type="checkbox"/> 教育相談		[年間] ・授業のルールについて子供と話し合い、話し合ったルールについて徹底する。 ・朝の会や帰りの会で、「よいこと見つけ」等の取組を行う。 ・縦割り活動等での異学年交流を積極的に行う。 ・個別最適な学びの実現に向けた授業研究を行う。
7	<input type="checkbox"/> 学活 (情報モラル) <input type="checkbox"/> 学活・1 学期の振り返り <input type="checkbox"/> 三者面談 ◆いじめ対策委員会④ ・本校のいじめの傾向について	11					

※GE : 構成的グループエンカウンター ※CP : キャリア・パスポート

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「自ら考え みがき合う子」の具現化を目指し、「時と場に合った挨拶ができる」と「温かな言葉遣いができる」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

「道徳」授業でいじめに関連する内容項目を扱う
 「学級活動」でいじめについて話し合う

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立鹿玉小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

4, 5月	学級活動での学級目標の設定、いじめの定義や許されないことの確認
6月	「いじめや命について考える月間」(道徳科で命やいじめについて取り上げる)
6月	「はままつマナー」を活用した言葉遣いの確認

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団作り。

年間	学級や学年における授業のルールについての子供による話し合い
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
4月	学級活動において1年間のめあてを設定(キャリア・パスポート)
5月	スポーツフェスティバルを通じた集団作り
5月	授業研究と事後研修(主体的・対話的で深い学びと自己指導能力)
6月	林間学校を通しての集団づくり
11月	修学旅行を通しての集団づくり
学年末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実

4月	「はままつマナー」を活用した振り返り
5月	「友情・信頼」をテーマにした道徳科の授業とスポーツフェスティバルの実施
6月	「相互理解・寛容、生命尊重」（いじめ）をテーマにした道徳科の授業
1月	「公正・公平」をテーマにした道徳科の授業
2月	あらっこ参観会
3月	「感謝」をテーマにした道徳科の授業と児童集会、学校行事等の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
年間	多様性の理解に向けた縦割り活動や学校行事の実施
6月	「いじめや命について考える月間」（道徳科で命やいじめについて取り上げる）
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
年間	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」の取組
学期始	「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成
6月	「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：毎月1回（「はまついいじめアンケート」を含む）

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について、いじめ対策コーディネーターから説明する。

・学校で実施する。

・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について、臨時いじめ対策委員会（基本的に校

長、教頭、いじめ対策コーディネーター、学年主任、担任、関係職員)が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：1学期末は全員実施する。
2学期末及び年度末は必要に応じて実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的に開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

○教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。

○教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。

○「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。

○いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の

生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立亀玉小学校いじめ防止基本方針」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内で周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。家庭や学校運営協議会、地域の関係団体との連携を促進したり、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等との組織的な連携・協働ができるような体制を構築したりする。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報する等適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。

○子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

- ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む等、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チーム

の助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

令和8年度 学校運営協議会 計画（案）

ト タ ス (4・5月)	4月1日(火)	第1回職員会議 ○学校経営方針の共有【職員】
	4月28日(火)	<u>13:30 第1回学校運営協議会</u> ○授業参観 ○学校運営協議会委員の任命 ○学校運営構想の承認
	5月30日(土)	スポーツフェスティバル
↓		
ジ ン レ ャ チ { 6 (9月)	6月9日(火)	<u>13:30 第2回学校運営協議会</u> ○授業参観 ○スタートステージの検証(評価)と今後の取組 ○今後の地域との連携についての検討【学年主任参加】
	7月末	第1回学校評価
↓		
ジ ン ユ チ { 01 (12月)	10月17日(土)	学校公開日(午前 授業参観可) <u>13:30 第3回学校運営協議会【職員参加】<総会></u> ○第1回学校評価の報告 ○チェンジステージの取組について ○令和9年度グランドデザインの作成に向けて
	12月末	第2回学校評価 (教育課程編成資料の作成)
↓		
ア プ ツ テ ス { 1 (3月)	1月～	次年度の教育課程編成 ○ビジョン設定 ○「2027 Aratama Plan (グランドデザイン)」の作成 ○各実践部会で、次年度の子供像、具体的な取組を検討 ○目指す子供像を実現するための年間行事計画の作成
	2月10日(水)	あらっこ参観会
	2月16日(火)	<u>13:30 第4回学校運営協議会</u> ○自己評価の分析 ○「2027 Aratama Plan」(来年度の基本方針)の概要説明 ○学校運営協議会の自己評価と令和9年度の改善案の検討

(様式1)

令和8年4月29日

浜松市立亀玉小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 鈴木一誠 様

浜松市立亀玉小学校運営協議会
会長 太田 富次郎

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年4月28日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

グランドデザインの実現のためには、子供たちの体験的な学習を充実したり、家庭地域との連携協働を更に進めたりしていく必要がある。そのため、以下の事業を計画する。

①地域の人・もの・ことを活用した学習の充実

(例)

- ・ 地域の方やまちおこしの会による宮口地域の歴史に関する講話
- ・ 子供たちによる地域施設の探訪
- ・ 地域の田畑・農園を活用した野菜・果実の収穫体験
- ・ 地域人材による学習支援の充実

②子供たちの生活・学習の支援とボランティアスタッフの増員

(例)

- ・ ICT環境の充実
- ・ 校外学習時や裁縫活動時の支援

令和8年4月28日

各位

浜松市立亀玉小学校学校運営協議会
会長 太田 富次郎

令和8年度 浜松市立亀玉小学校 第2回学校運営協議会の開催について

陽春の候、皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、亀玉小学校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、令和8年度 第2回学校運営協議会を、下記の通り開催いたします。御多用中のこととは思いますが、御出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和8年6月9日（火） 13時30分から15時30分
・ 13時35分～14時00分 授業参観
・ 14時10分～15時30分 協議会
- 2 場 所 亀玉小学校北校舎 2階 会議室
- 3 内 容 (1) 13:30 始めの言葉・日程説明
(2) 13:35～14:00 授業参観
(3) 14:10～15:20 協議会
①会長挨拶・校長挨拶
②議長の選出
③熟議
ア 授業参観から
イ スタートステージの検証と今後の取組
ウ 地域との連携について
(4) 15:20～15:30 連絡事項
- 4 その他 お手数をお掛けしますが、欠席される場合は担当まで御連絡いただきますようお願いいたします。

担当 浜松市立亀玉小学校 CSディレクター 村瀬 美恵子 TEL 589-8313 FAX 589-8314
